

卸売業務を行おうとする者の名称	卸売業務を行おうとする地方 卸売市場の名称	取扱品目の部類	受理年月日
尼崎中央青果株式会社	尼崎市公設地方卸売市場	青果物部	平成19年3月2日
神港魚類株式会社	同 上	水産物部	同 上

兵庫県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

山崎土地改良区**退任役員**

役員の区分	氏 名	住 所
理事	中野敏之	姫路市飾東町山崎1108番地

兵庫県告示第285号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月8日県営土地改良事業（経営体育基盤整備事業）照来地区第1工区の換地処分をした。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県告示第286号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成19年3月8日県営土地改良事業（経営体育基盤整備事業）照来地区第2工区の換地処分をした。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

兵庫県告示第287号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適當と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

市 の 名 称	事 業 名	地 区 名	縦 覧 の 期 間	縦 覧 の 場 所
加 東 市	ため池等整備事業	貝持池地区	平成19年3月20日から 同 年 4月 9日まで	加東市役所東条庁舎

兵庫県告示第288号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、次の市から換地処分を行った旨の届出があった。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

市の名称	地区名
南あわじ市	生子上地区

~~~~~

### 兵庫県告示第289号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については、同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

| 加入区    |                                                                                                                                      | 同意成立年月日   |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 区域名    | 区分                                                                                                                                   |           |
| 釜口区域   | 総トン数10トン未満の漁船による漁業であって、総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業、総トン数10トン未満の漁船により主として船びき網を使用して営む漁業及び総トン数10トン未満の漁船により主として釣りはえなわを使用して営む漁業以外の漁業 | 平成19年3月7日 |
| 釜口区域   | 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                                                                                                    | 同 上       |
| 富島区域   | のり養殖を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業                                                                                         | 同 上       |
| 富島区域   | のり養殖を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業であって、のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業のうちたこびき網漁業以外の漁業                  | 同 上       |
| 由良中央区域 | 総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業                                                                                                    | 同 上       |

~~~~~

兵庫県告示第290号

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 件名

漁業関係法令違反に係る行政処分

2 日時

平成19年3月29日（木）午前9時30分から午前11時30分まで

3 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県第1号館12階農林水産部会議室

兵庫県告示第291号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

平成18年8月1日から同月31日まで

3 作業地域

尼崎市北西部

兵庫県告示第292号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

宝塚市

2 都市計画事業の種類及び名称

阪神間都市計画道路事業

3.5.252号 武庫川通線

3 事業施行期間

変更前 平成15年3月14日から平成19年3月31日まで

変更後 平成15年3月14日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第293号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

加西市

2 都市計画事業の種類及び名称

東播都市計画道路事業

3.4.340号 北条栗田線

3 事業施行期間

変更前 平成8年9月17日から平成19年3月31日まで

変更後 平成8年9月17日から平成20年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

- (2) 使用の部分
なし

兵庫県告示第294号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第3項の規定により公表する。

なお、当該区域及び当該水深を表示した図面は、次の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1. 指定区域

水系名	河川名	区間	
		上流端	下流端
加古川水系	篠山川	大藤川の合流点	丹波市山南町広田地先の広田橋
志筑川水系	宝珠川	左岸 淡路市池ノ内字落合772番 地先（支川合流点） 右岸 同 市池ノ内字力石779番 1地先（支川合流点）	志筑川への合流点
郡家川水系	郡家川	左岸 淡路市木曾上畠86番2 右岸 同 市木曾上畠777番	海に至る

2. 縦覧場所

河川名	縦覧場所	
篠山川	県土整備部土木局河川整備課	丹波県民局県土整備部 柏原土木事務所
宝珠川		淡路県民局県土整備部 洲本土木事務所
郡家川		

兵庫県告示第295号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、西脇市高田井土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名	住所
新任副理事長 藤原敏泰	西脇市高田井町583番地
退任副理事長 遠藤順二	同 市高田井町659番地の1
新任理事 遠藤順二	同 市高田井町659番地の1
退任理事 藤原敏泰	同 市高田井町583番地

兵庫県告示第296号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、揖保川町正條南土地区画整理組合の事業計画の変更を平成19年3月7日に認可した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第297号

都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条第1項の規定に基づく改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第9項の規定により、東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 土地区画整理事業の名称

東播都市計画西明石土地区画整理事業（鳥羽地区）

2 事務所の所在地

明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所内

3 事業計画の認可年月日

昭和44年1月7日

4 事業計画変更の認可年月日

平成19年3月8日

兵庫県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設緑地事業

30号 空港島東緑地

3 事業実行期間

平成19年3月20日から平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

神戸市中央区神戸空港3番

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 施行者の名称

神戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

神戸国際港都建設公園事業

9.7.2号 しあわせの森

3 事業施行期間

変更前 平成14年2月12日から平成19年3月31日

変更後 平成14年2月12日から平成24年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

兵庫県告示第300号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年3月20日から北播磨県民局県土整備部建築第1課において縦覧に供する。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18北播位置 0004号	19. 3. 1	小野市天神町字後山1182-4の一部、438-5の一部	4.0	17.64

公 告**平成18年度若人の賞受賞者**

若人の賞表彰要綱（昭和60年10月8日制定）第4条の規定により、平成19年3月2日、次の者を表彰した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

1(1) 氏 名 斎藤容子

(2) 住 所 神戸市

(3) 功 績 海外の被災地において医療・教育・コミュニティの再生をはじめ様々な復興支援活動に積極的に取り組むなど、国際協力に尽力した。

2(1) 氏 名 滝本容子

(2) 住 所 高砂市

(3) 功 績 ガールスカウトのリーダーとして野外活動や地域交流活動に積極的に取り組み、永年の豊富な経験と優れた指導力をもって青少年の健全育成に尽力した。

特約業者の指定

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第161条の3第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者を指定した。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
株式会社 山栄建機リース	尼崎市名神町3丁目15番8号	平成19年3月1日

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成19年3月20日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
兵庫県本庁舎で使用する電気
予定電力量 11,075,887キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する課又はかいの名称及び所在地
兵庫県企画管理部管理局管財課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成19年2月27日
- 4 落札者の名称及び住所
エネサーブ株式会社 大阪市中央区北久宝寺町2丁目5番9号
- 5 落札金額（税抜き）
135,134,328円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成19年1月16日

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年3月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 山陽西二見ショッピングセンター
所在地 明石市二見町西二見1454番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 山陽電気鉄道株式会社
代表者の氏名 天野文博
住所 神戸市長田区御屋敷三丁目1番1号
- 3 変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前
名称 株式会社イトーヨーカ堂
代表者の氏名 井坂榮
住所 東京都千代田区二番地8-8
他32者
 - (2) 変更後
名称 株式会社イトーヨーカ堂
代表者の氏名 龜井淳
住所 東京都千代田区二番地8-8
他34者
- 4 変更年月日
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成18年9月1日ほか

- 5 届出年月日
平成19年2月28日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局国土整備部まちづくり課
(2) 縦覧期間
平成19年3月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成19年7月20日
提出先 兵庫県国土整備部まちづくり局まちづくり課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）（以下「法」という。）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年3月20日

西播磨県民局長 高井芳朗

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 協同組合太子ホープタウン
所在地 播磨郡太子町鶴1318番地
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 協同組合太子ホープタウン
代表者の氏名 福本一男
所在地 播磨郡太子町鶴1318番地
- 3 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
ア 変更前 1,835平方メートル
イ 変更後 1,619平方メートル
(2) 駐輪場の位置
(3) 駐車場の出入口の数及び位置
ア 変更前 5箇所
イ 変更後 4箇所
- 4 変更する年月日
平成19年3月6日
- 5 以下に掲げるもののうち、上記3の変更に係るもの以外の事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ザグザグ
住所 岡山県岡山市清水369-2
代表者の氏名 藤井孝洋
その他未定5者
(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
64台
イ 駐輪場の収容台数
47台

- ウ 荷さばき施設の面積
39平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
9.9立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者 の 氏 名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ザグザグ	午前10時	午後9時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

平成19年3月5日

7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び西播磨県民局県土整備部まちづくり課
(2) 縦覧期間
平成19年3月20日から4月間

8 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成19年7月20日

提出先 西播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2番地の25

辞 令

平成19年3月1日付

戸 田 氏 懿

兵庫県瀬戸内海区漁業調整委員会委員に選任する

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設の指定及び既に指定した施設に関し、名称の変更があったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成19年3月20日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

1の表神戸市の項目中、

介護老人保健施設 静耕

同 市兵庫区塚本通3丁目1-7

を

介護老人保健施設 静耕	同 市兵庫区塚本通3丁目1-7
介護老人保健施設 アネシス兵庫	同 市兵庫区吉田町1丁目8-21

に、

松森病院	同 市北区鈴蘭台西町2丁目21-5
------	-------------------

を

医療法人社団 顕修会 顕修会すずらん病院	同 市北区鈴蘭台西町2丁目21-5
----------------------	-------------------

に、

介護老人保健施設 うらら	同 市北区淡河町淡河字長松寺574
--------------	-------------------

を

介護老人保健施設 うらら	同 市北区淡河町淡河字長松寺574
介護老人保健施設 あすなろ旭	同 市北区西大池1丁目31-28

に改める。

2の表神戸市の項中、

特別養護老人ホーム ロングステージ御影	同 市東灘区御影石町1丁目2-18
---------------------	-------------------

を

特別養護老人ホーム ロングステージ御影	同 市東灘区御影石町1丁目2-18
介護付有料老人ホーム エレガーノ甲南	同 市東灘区本山南町3丁目3-1
介護付有料老人ホーム はぴね神戸魚崎	同 市東灘区魚崎南町5丁目5-21

に、

特別養護老人ホーム 高齢者ケアセンター ひょ うご	同 市同 区里山町1-48
ケアハウス こうべ	同 市同 区里山町1-48

を

特別養護老人ホーム 高齢者ケアセンター ひょ うご	同 市兵庫区里山町1-48
ケアハウス こうべ	同 市兵庫区里山町1-48
介護付有料老人ホーム アミーユ兵庫柳原	同 市兵庫区三川口町3丁目5-15

に、

西部高齢者介護支援センター	同 市長田区北町3丁目3
---------------	--------------

を

西部高齢者介護支援センター	同 市長田区北町3丁目3
介護付有料老人ホーム 長田すみれビレッジ	同 市長田区房王寺町2丁目3-25

に、

介護付有料老人ホーム ディアージュ神戸	同 市垂水区学が丘5丁目1-4
---------------------	-----------------

を

介護付有料老人ホーム ディアージュ神戸	同 市垂水区学が丘5丁目1-4
介護付有料老人ホーム フォレスト垂水	同 市垂水区旭が丘1丁目9-60

に、

サニーライフ神戸	同 市西区糀台4丁目20-1
----------	----------------

を

サニーライフ神戸	同 市西区糀台4丁目20-1
介護付有料老人ホーム ほっと俱楽部	同 市西区伊川谷町別府719-1

に改め、同表新温泉町の項中、

特別養護老人ホーム ゆむら	新温泉町歌長熊田600
---------------	-------------

を

特別養護老人ホーム ゆむら	新温泉町歌長熊田600
特別養護老人ホーム はまさかの里	同 町戸田175-1

に改める。

~~~~~

### 兵庫県選挙管理委員会告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成19年3月20日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 90,520

選挙権を有する者の総数の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と

|          |         |
|----------|---------|
| を合算して得た数 | 820,994 |
|----------|---------|

### 兵庫県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による兵庫県議會議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数。以下「選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1等の数」という。）は、次のとおりである。

平成19年3月20日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 柏木 保

| (選挙区名) | (選挙区における選挙権を有する者)の総数の3分の1等の数 |
|--------|------------------------------|
|--------|------------------------------|

|          |         |
|----------|---------|
| 神戸市東灘区   | 54,902  |
| 神戸市灘区    | 34,360  |
| 神戸市中央区   | 31,425  |
| 神戸市兵庫区   | 30,815  |
| 神戸市北区    | 60,856  |
| 神戸市長田区   | 28,042  |
| 神戸市須磨区   | 46,158  |
| 神戸市垂水区   | 61,119  |
| 神戸市西区    | 64,114  |
| 姫路市      | 133,375 |
| 尼崎市      | 126,920 |
| 明石市      | 78,126  |
| 西宮市      | 124,108 |
| 洲本市      | 13,949  |
| 芦屋市      | 25,499  |
| 伊丹市      | 51,724  |
| 相生市      | 9,064   |
| 豊岡市      | 24,569  |
| 加古川市     | 70,772  |
| 龍野市      | 10,906  |
| 赤穂市及び赤穂郡 | 18,869  |
| 西脇市      | 9,979   |
| 宝塚市      | 60,252  |
| 三木市      | 22,797  |
| 高砂市      | 25,616  |
| 川西市及び川辺郡 | 51,772  |
| 小野市      | 13,150  |
| 三田市      | 28,651  |
| 加西市      | 13,233  |
| 篠山市      | 12,470  |
| 養父市      | 7,899   |
| 丹波市      | 19,239  |
| 南あわじ市    | 14,625  |
| 朝来市      | 9,533   |
| 淡路市      | 14,005  |
| 宍粟市      | 12,043  |
| 加東市      | 10,617  |

|                                 |                                 |                                 |                                                                 |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 多<br>加<br>飾<br>神<br>揖<br>佐<br>美 | 可<br>古<br>磨<br>崎<br>保<br>用<br>方 | 郡<br>郡<br>郡<br>郡<br>郡<br>郡<br>郡 | 8,712<br>17,792<br>7,559<br>12,775<br>20,016<br>5,863<br>10,856 |
|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------|

## 正 誤

○平成18年3月24日付け（兵庫県公報第1758号）

兵庫県人事委員会告示第3号（平成4年兵庫県人事委員会告示第6号（職の級表を異にして転任させることができる範囲）の一部改正）中

(ページ) 20

(行) 表中

|       |          |                        |                        |                         |    |    |    |
|-------|----------|------------------------|------------------------|-------------------------|----|----|----|
| 看護職級表 | 2級<br>1級 | 2級<br>(2級在職)<br>(2年以上) | 2級<br>(2級在職)<br>(7年以上) | 2級<br>(2級在職)<br>(12年以上) | 3級 | 4級 | 5級 |
|-------|----------|------------------------|------------------------|-------------------------|----|----|----|

|       |          |                                    |                        |                         |    |    |    |
|-------|----------|------------------------------------|------------------------|-------------------------|----|----|----|
| 看護職級表 | 2級<br>1級 | 2級<br>(2級在職)<br>(2年以上)             | 2級<br>(2級在職)<br>(7年以上) | 2級<br>(2級在職)<br>(12年以上) | 3級 | 4級 | 5級 |
| 警察職級表 | 1級       | 3級<br>2級<br>1級<br>(1級在職)<br>(4年以上) | 3級<br>(3級在職)<br>(3年以上) | 4級                      | 5級 | 6級 | 7級 |

(ページ) 20

(行) 表中

|       |          |                        |                        |    |    |    |
|-------|----------|------------------------|------------------------|----|----|----|
| 看護職級表 | 2級<br>1級 | 2級<br>(2級在職)<br>(2年以上) | 2級<br>(2級在職)<br>(7年以上) | 3級 | 4級 | 5級 |
|-------|----------|------------------------|------------------------|----|----|----|

|       |          |                                    |                              |    |    |    |
|-------|----------|------------------------------------|------------------------------|----|----|----|
| 看護職級表 | 2級<br>1級 | 2級<br>(2級在職)<br>(2年以上)             | 2級<br>(2級在職)<br>(7年以上)       | 3級 | 4級 | 5級 |
| 警察職級表 | 1級       | 3級<br>2級<br>1級<br>(1級在職)<br>(4年以上) | 4級<br>3級<br>(3級在職)<br>(3年以上) | 5級 | 6級 | 7級 |

[2級在職]  
[5年以上]

○平成19年3月2日付け（兵庫県公報第1854号）

兵庫県公安委員会告示第56号（地域交通安全活動推進委員の委嘱等）中

| (ページ) | (行)   | (誤)    | (正)    |
|-------|-------|--------|--------|
| 16    | 下から 8 | 告示第56号 | 告示第53号 |